

野澤組規程第二十四号

プライバシーポリシーの一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月三十日

野澤組 代表 野澤

プライバシーポリシーの一部を改正する規程

プライバシーポリシー（令和五年野澤組規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項、第十四条第二項第一号から第三号まで及び第九号並びに第十五条第一項及び第五項を改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第十二条 野澤組は、フォーラムへの投稿について、インターネット・プロトコル・アドレス及びブラウザに関する情報（以下「発信者情報」という。）を取得し、保存する。 2 前項の発信者情報は、権利の侵害を受けたと主張する者からの発信者情報の開示の請求（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（令和三年法律第二十七号）に基づくものを含む。）に応ずるため並びに不正の利用を検知し、及び防止するために利用する。 3 野澤組は、発信者情報を投稿の時から一年を経過した後に消去する。<u>ただし、当該投稿について開示の請求又は紛争が現に係属している場合は、その終了までの間、</u>保存する。投稿が削除されたときは、当該投稿に係る発信者情報も併せて消滅する。 4 発信者情報は、法令に基づく場合を除くほか、第三者に提供しない。 5 野澤組は、投稿について開示の請求又は紛争が現に係属している場合には、当該投稿をした者の登録情報及び認証の記録を、その時点の状態で控えとして保存する。当該控えは、保存の必要が終了したときに消去する。	第十二条 野澤組は、フォーラムへの投稿について、インターネット・プロトコル・アドレス及びブラウザに関する情報（以下「発信者情報」という。）を取得し、保存する。 2 前項の発信者情報は、権利の侵害を受けたと主張する者からの発信者情報の開示の請求（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（令和三年法律第二十七号）に基づくものを含む。）に応ずるため並びに不正の利用を検知し、及び防止するために利用する。 3 野澤組は、発信者情報を消去しない。<u>発信者情報は、前項の目的のために保存を継続する。ただし、投稿が削除されたときは、当該投稿に係る発信者情報も併せて消滅する。</u> 4 発信者情報は、法令に基づく場合を除くほか、第三者に提供しない。 5 野澤組は、投稿について開示の請求又は紛争が現に係属している場合には、当該投稿をした者の登録情報及び認証の記録を、その時点の状態で控えとして保存する。当該控えは、保存の必要が終了したときに消去する。
第十五条 操作記録そのものは、消去しない。これに含まれる発信元のインターネット・プロトコル・アドレスは、<u>前条第二項第二号の定めるところによ</u>	第十五条 操作記録そのものは、消去しない。これに含まれる発信元のインターネット・プロトコル・アドレスも、<u>消去しない。</u>



改 正 後	改 正 前
<u>り消去する。</u> 2 操作記録に含まれる発信元のインターネット・プロトコル・アドレスは、不正の利用を検知し、及び防止するため、操作を行った者を事後に確認するため並びに法令に基づく請求に応ずるために利用する。 3 操作記録については、消去の期限を定めない。何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録は、監査のために保存を継続する。 4 前三項の規定は、操作記録以外の記録であって前条第二項の規定により消去の期限を定めないものについても、同様とする。 5 前各項の規定にかかわらず、本人から第九条の請求を受けたとき及び記録の対象そのものが削除されたときは、消去する。この場合において、<u>操作記録については、当該本人を識別することができる部分、その詳細及び発信元を消去し、何時いかなる種類の操作がされたかの記録は残す。ただし、法令に基づく請求への対応の記録、開示の請求又は紛争が現に係属していることにより保存している記録及び法令に保存の期間の定めがある記録並びに権利の侵害に係る発信者情報の開示の手続を免れることを目的とする請求を受けた場合については、この限りでない。</u>	2 操作記録に含まれる発信元のインターネット・プロトコル・アドレスは、不正の利用を検知し、及び防止するため、操作を行った者を事後に確認するため並びに法令に基づく請求に応ずるために利用する。 3 操作記録については、消去の期限を定めない。何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録は、監査のために保存を継続する。 4 前三項の規定は、操作記録以外の記録であって前条第二項の規定により消去の期限を定めないものについても、同様とする。 5 前各項の規定にかかわらず、本人から第九条の請求を受けたとき及び記録の対象そのものが削除されたときは、消去する。

(傍線部分は改正部分)

(注) この表は、改正の記録に在る項の文を掲げる。号及び条の見出しの改正は、末尾の参考（改正の要旨）による。

附 則

このポリシーは、令和八年十月二日正午（日本標準時）から施行する。

（参考）改正の要旨

記録の保存期間を、電気通信事業法の通信の秘密及び電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインに沿って改めた。本サービスのフォーラム及びEdgeWorksは電気通信事業に当たり得るところ、同ガイドラインは、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスその他の通信履歴について、保存期間を定め、その経過後は速やかに消去することを求めている。このため、動作記録を取得の時から百八十日で消去し、操作記録及び認証の記録に含まれる発信元並びにフォーラムの発信者情報を一年で消去し、ゲームサーバーの保護のために受領する検知の記録を検知の時から一年で消去することとした。フォーラムの発信者情報は、開示の請求又は紛争が現に係属している場合には、その終了までの間、保存する。操作記録そのもの、お問い合わせの記録、利用の状況の集計、法令に基づく請求への対応の記録並びに情報の提供及び配信に係る記録は、通信履歴に当たらないため、引き続き



消去しない。あわせて、本人から第九条の請求を受けたときの消去について、操作記録は当該本人を識別することができる部分、その詳細及び発信元を消去して操作の記録を残すこと、並びに法令に基づく請求への対応の記録、係属中の開示の請求又は紛争のために保存している記録、法令に保存の期間の定めがある記録及び発信者情報の開示の手続きを免れることを目的とする請求については消去しないことを明らかにした。

